

平成 24 年 ( 2012 年 ) 5 月 22 日

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係  
728-2111

## 不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
児童女性擁護活動すみれの会	大阪府大阪市浪速区日本橋東 1 丁目 8 番 23 号 大洋ビル 6 階	06-7661-5931

### 1 市民からの相談件数 (平成 24 年 5 月 18 日現在)

相談件数	相 談 受 付 時 期
1 件	平成 24 年 5 月 11 日

### 2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
30 代女性	違法わいせつ物製造販売業者が摘発され、その購入者についても告発するという内容の文書が届いた。身に覚えがないが、どう対処したらよいか。

### 3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

### 4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話は 728 - 2121**です。  
受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。  
ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

## 告発通知

貴殿が以前、購入した違法わいせつDVD・VHS・児童ポルノ等の製造、販売に関与した、12名が当団体の働きかけもあり、平成24年2月に警視庁に摘発されました。

この度、購入者に対しても被害者女性達の強い意向により、  
事件証拠（購入履歴、金融機関履歴等）を提出し告発致します。

告発後、購入者に対し、警視庁及び管轄警察署からの家宅捜索、事情聴取の出頭要請を受ける事になります。

児童買春、児童ポルノ 禁止法第7条（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）  
・児童ポルノを所持、製造、運搬、輸入、輸出した者。

### 刑法175条

- 1、わいせつな文章、わいせつ物所持、わいせつ物購入（性器が露出している物）  
図画、電磁的記録に係る記録媒体、その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は  
2年以下の懲役、若しくは250万円以下の罰金、若しくは科料に処し、  
又は懲役及び罰金を併科する。
- 2、前項の物を所持し又は同項の電磁的記録を保管した者も同項と同様とする。

あなたの行為は法律に違反しています。

ただし反省し今後一切このような事をしないと約束するなら告発を取り消します。

告発を取り下げたい者は、平成■年■月■日迄に当団体に必ず、  
お電話にてご連絡ください。

期日を過ぎた場合や連絡がなき場合、告発致します。

**児童や女性に対するこのような行為は非人道的で絶対に許されません。**

受付時間 月曜日～金曜日（土、日、祝日は除く） 午前9時～午後4時

### 児童女性擁護活動 すみれの会

大阪府大阪市浪速区日本橋東1丁目8番23号 大洋ビル6階

06-7661-5931